

「モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」等に対する意見公募手続の結果について

令和4年11月21日  
経済産業省  
貿易管理課

「モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」等に対する意見募集について、令和4年10月4日から同年11月3日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	●「当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」の一部改正案は下記のとおり修正すべし。	
1-1	波線のように付け加え、取消線のように削除すること。原則NACCSシステムによる電子申請なのだから「原本照合」は不要。  1 提出書類 (1) (略) (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の <u>いずれかの原本及び写し</u> 1通 <del>なお、原本は、照合のうえ返却します。</del>	他の外為法上の輸出入手続き等における対応を勘案し、ご指摘のとおり修正いたします。
1-2	別紙様式第1について、波線のように付け加え、取消線のように削除すること。 「※有効となる日」欄は紙による申請が無いとしても必要。確認チェック欄の説明は他の確認書様式に合わせる形とし、輸入期限に関する説明は確認的な位置づけとして、記載場所を裏面「(注)」欄から確認欄に移動させてはどうか。	電子情報処理組織を使用して行う申請(以下「電子申請」という。)と紙による申請の確認書様式等を同じにするために「有効となる日」欄を追加し、裏面の(注)欄の記載を揃え、申請に関する留意点を本

〔別紙様式第1〕

当該物質以外の物質の製造工程において原料として使用されるモン  
ト  
リオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

※確認番号

※確認年月日

※有効となる日

経済産業大臣 殿

申請者

(中略)

I、II (略)

上記のとおり確認する。なお、当該確認した貨物は、有効となる日が属する年  
の12月31日までに輸入するものとする。本確認書を税関に提示し確認を受  
けた後、その写しを、輸入通関の日の属する年の翌年3月31日までに確認担  
当課室宛て提出すること。

上記の事実を確認するに至らなかった。

経済産業大臣の記名押印

資格

記名押印

(裏面)

※通関

(中略)

(注) ※のある欄については記入しないこと。 当該申請に係る貨物は、確認された  
年の12月31日までに輸入されるものとする。

通達の3(3)に追記します。その他の点につきましては原案のとおりとさせていただきます。

2	<p>●「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」の一部改正案は下記のとおり修正すべし。</p>	
2-1	<p>波線のように付け加え、取消線のように削除すること。原則NACCSなのだから「原本照合」は不要。</p> <p>1 提出書類  (1) (略)  (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の<u>いずれかの原本及び写し</u> 1通  (3) (略)  (4) 当該物質の船積地域が<u>確認できる</u> <u>出来る</u>書類 1通</p>	<p>上記 No. 1-1 の回答のとおりとさせていただきます。</p>
2-2	<p>別紙様式第1について、波線のように付け加え、取消線のように削除すること。「※有効となる日」欄は紙による申請が無いとしても必要。確認チェック欄の説明は他の確認書様式に合わせる形とし、輸入期限に関する説明は確認的な位置づけとして、記載場所を裏面「(注)」欄から確認欄に移動させてはどうか。</p> <p>[別紙様式第1]  試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>※確認番号  ※確認年月日  ※<u>有効となる日</u></p> </div> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>(中略)</p> <p>I、II (略)</p> <p>□上記のとおり確認する。<u>なお、当該確認した貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに輸入するものとする。</u></p>	<p>上記 No. 1-2 の回答のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>□上記の事実を確認するに至らなかった。</p> <p style="text-align: center;">経済産業大臣の記名押印 資格 記名押印</p> <p>(裏面) ※通 関 (中略)</p> <p>(注)当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日までに輸入されるものとする。※のある欄については記入しないこと。</p>	
3	<p>●「貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられる臭化メチル（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について」の一部改正案は下記のとおり修正すべし。</p>	
3-1	<p>波線のように付け加え、取消線のように削除すること。原則NACCSなのだから「原本照合」は不要。</p> <p>1 提出書類 (1) (略) (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類の<u>いずれかの原本及び写し</u> 1通 <del>なお、原本は、照合のうえ返却します。</del></p>	<p>上記 No. 1-1 の回答のとおりとさせていただきます。</p>
3-2	<p>別紙様式について、波線のように付け加え、取消線のように削除すること。「※有効となる日」欄は紙による申請が無いとしても必要。確認チェック欄の説明は他の確認書様式に合わせる形とし、輸入期限に関する説明は確認的な位置づけとしてはどうか。裏面「(注)」欄の記載は他の確認書様式に合わせる。</p> <p>[別紙様式]</p>	<p>上記 No. 1-2 の回答のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるオゾン層を破壊する物質に関するモニタリング議定書附属書Eに掲げる物質の輸入に関する確認申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>※確認番号  ※確認年月日  ※有効となる日</p> </div> <p>経済産業大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>(中略)</p> <p>I、II (略)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のとおり確認する。なお、当該確認した貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに輸入するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記の事実を確認するに至らなかった。</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣の記名押印  資格  記名押印</p> <p>(裏面)  ※通関  (中略)</p> <p>(注) ※のある欄については記入しないこと。</p>	
4	<p>●「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正案は下記のとおり修正すべし。</p>	<p>電子申請と紙による申請の確認書様式を同じにするため、原案どおりとさせていただきます。</p>

別紙様式第10について、波線のように付け加え、取消線のように削除すること。  
宛先（経済産業大臣）は申請書でないため不要。輸入の期限に関する説明は、記載  
場所を裏面「(注)」欄から確認欄に移動させ、確認の条件的位置づけにするべき。

別紙様式第10

(確認する物質の名称)の輸入に関する確認書

※確認番号  
※確認年月日  
※有効となる日

経済産業大臣 殿

(中略)

I、II (略)

上記のとおり確認する。なお、当該確認した貨物は、有効となる日が属する年の  
12月31日までに輸入するものとする。

経済産業大臣の記名押印  
資格  
記名押印

※通関

(中略)

~~(注) 当該申請に係る貨物は、有効となる日が属する年の12月31日までに輸入  
されるものとする。~~

5

セキュリティ的に問題無いようになっているのであればあまり反対ではない。  
(もちろん、セキュリティについてはちゃんとしたものにされたい。なお、電子メ

NACCS システムのセキュリティにつきましては、基本的に内閣サイ  
バーセキュリティセンター (NISC) による「政府機関の情報セキ

	<p>ールによる処理（確認や通知のためのメール送信あるいは問い合わせ等も含めたメール受信などについてもである。）が入る部分については当然に DKIM と TLS（SMTPoverTLS、STARTTLS）の使用がなされる事（相手側環境が対応していればなされる事）くらいは最低でも満たすべき条件とされたい。（本来であれば政府機関には DNS における DNSSEC の使用も行ってもらいたいくらいなのであるが（電子的手続の推進を行おうとする政府機関がその様な事を行わないのは怠慢に近いと考える。）。））</p>	<p>ユリティ対策のための統一基準」に準拠した対策を講じております。</p>
6	<p>本意見募集において示された書類以外についても含めて意見を行うのであるが、特に輸出入に係る申請・届出について、法人による申請・届出の場合においては法人番号の使用が行われるようにされたい。（経済産業省貿易経済協力局は、国際社会の安定を好まないかのように法人番号の使用を嫌がっているようなのであるが。）</p>	<p>外為法に基づく申請手続に係る法人番号の記入については、電子申請においては導入されているところです。 今後とも、必要に応じて法人番号の利用を検討してまいります。</p>

※そのほか、本意見募集とは関係ない意見が到達し、当該意見に対する当省の考え方は示しませんが、今後の参考とさせていただきます。

※誤表記や用語の統一等に関する御指摘を踏まえ、所要の修正をさせていただきます。